

法定相続情報証明制度

未亡人(母親)のDさん

不動産や預金の名義変更に相続税の申告、他にもいろいろ相続に関して行わねばならない手続きが多いですが、その度に戸籍謄本を取るのは大変ですね。

「法定相続情報一覧図」？ それはいったいどのようなものですか？

それは便利ですね！ その制度を利用するにはどうしたらよいのですか？



相談役のO氏

登記関連の煩雑さを簡略化するために、現在では「**法定相続情報証明制度**」というものが存在します。この制度により、「**法定相続情報一覧図**」を作成し、法務局により認証を受けた後、その一覧図に認証文を付した写しを取得することができます。

「法定相続情報一覧図」には、**被相続人**の氏名、最後の住所、最後の本籍、生年月日及び死亡年月日並びに**相続人**の氏名、住所、生年月日及び続柄の情報が一枚の用紙に記載されます。平たく言えば、戸籍謄本を毎回用意せずとも、「法定相続情報一覧図」一枚で被相続人の相続関係が確認でき、相続手続きの際も公的な証明として用いることができます。一度認証を受けた「法定相続情報一覧図」は以後5年間写しが無料で交付されます。

「法定相続情報一覧図」を作成して頂いた上で、交付されている申出書に必要事項を記入した上で登記所(法務局)に提出する必要があります。制度を利用する際の手数料は無料となっています。

なお、申出の際には以下の書類が必要となりますのでご注意ください。

必須の書類	① 被相続人 の戸除籍謄本
	② 被相続人 の住民票の除票
	③ 相続人 の戸籍謄抄本
	④ 申出人(相続人の代表者となり手続きを行う者) の氏名・住所を確認することができる公的書類
場合により必要となる書類	(法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合) ・各相続人の住民票記載事項証明書(住民票の写し)
	(委任による代理人が申し出の手続きを行う場合) ・委任状等